

保護者の皆様へ

教職員との連絡・面談等にあたってのお願い～学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりのために

東京都教育委員会では令和〇年〇月に「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を策定しました。本ガイドラインにおいては、学校が、家庭・地域とより良好な関係づくりを進めるための対応方針や日頃からの取組の留意点等について触れています。

保護者や地域の皆様にも、本ガイドラインの趣旨を御理解いただき、児童・生徒の健やかな成長を共に支えるため、教職員との連絡や面談等に当たり、以下の点についてご理解・ご配慮をいただきますよう、よろしくお願ひします。

- ① **学校への連絡は、原則として、教職員の勤務時間内に、簡潔にお願いします。**
- ② **面談等はあらかじめ調整した日時に行うことを原則とします。平日の放課後に、30分を目安とします(状況に応じ60分まで)。**
- ③ **複数の教職員で対応することを基本とし、相談内容等については学校の組織として共有し、対応します。**
- ④ **教員との面談等に、教育委員会の職員や弁護士等の専門家が同席することや、教員に代わって話をさせていただくことがあります。また、録音をさせていただくこともあります。**
- ⑤ **御意見・御要望をいただいても、学校として対応できることや、対応を他の専門機関等に任せる方が望ましいことがあることをご理解ください。**
- ⑥ **長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁なご連絡等については、対応をお断りすることがあります。**
- ⑦ **不当・違法な行為等が認められた場合等は、直ちに面談等を中止し、学校から退去していただくことや、警察に連絡することがあります。**